

# 貝島家の石炭業経営と井上馨

宇田川, 勝

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

26

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

53

(終了ページ / End Page)

65

(発行年 / Year)

1990-01-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003341>

## 〔論 文〕

## 貝島家の石炭業経営と井上馨

宇 田 川 勝

## は じ め に

安川・松本家、麻生家と並んで「筑豊の御三家」といわれた貝島家は、井上馨を「大恩人」としていた。貝島家と井上馨との関係についてはよく知られており、これまでの貝島家研究<sup>1)</sup>においてもしばしば言及されている。ただ、両者の関係について、それを専一的に取り上げた研究はない。

そこで、本稿では今回新たにみる機会をえた貝島家史料を利用して井上馨が貝島家の家政および事業経営にどのように関与していたかを紹介し、ついで井上が貝島家を支援した理由と、同家が彼の指示・監督を受け容れた理由を若干検討することにした。

なお、考察の範囲は貝島家が大之浦炭坑の経営に着手した明治18年から、同家一族九家による家産・家業の共同所有・共同経営の原則を定めた明治42年の家憲制定までとする。

## 〔注〕

- 1) 管見する限り、貝島家を対象とした研究には以下のものがある。

畠山秀樹「筑豊炭礦企業家の形成と発展(1)——貝島・麻生の事例——」(『大分大学経済論集』第36巻第3号, 昭和59年3月), 同「貝島家の家憲」(同上誌, 第37巻第1号, 昭和60年5月), 永江眞夫「明治期貝島石炭業の経営構造——資金調達を中心として——」(『福岡大学経済論叢』第29巻第2・3号, 昭和59年12月), 同「貝島鉱業合名会社の経営組織に関する覚書」(同上誌, 第31巻第3・4号, 昭和62年3月), 同「1910年代における貝島石炭業経営の展開」(『地方金融史』第18号, 地方金融史研究会, 昭和62年3月), 同「日露戦争期における貝島石炭業の収支構造」(西南地域史研究会

編『近代西南地域の史的研究』近代編所収, 思元閣, 昭和63年), 同「鉱業(石炭)財閥」(渋谷隆一, 加藤隆, 岡田和喜編『地方財閥の発展と銀行』所収, 日本評論社, 平成元年), 森川英正「貝島財閥」(同『地方財閥』所収, 日本経済新聞社, 昭和60年), 宇田川勝「貝島家の事業経営と鮎川義介の関係について——日産財閥の形成過程によせて——」(『エネルギー史研究ノート』第7号, 西日本文化協会, 昭和51年10月), 同「貝島財閥経営史の一側面」(『福岡県史』近代研究編各論(1)所収, 平成元年)。

## 1. 貝島鉱業合名会社の設立に至る経緯

貝島家の本格的な石炭業経営は明治18年の大之浦炭坑の開坑に始まる。そして、明治22年, 同家当主太助は2人の実弟(貝島六太郎, 貝島嘉蔵)と4人の幕僚(桑野喜三郎, 原田勝太郎, 園田覚助, 岡藤美之助)との共同出資によって, 資本金5万円の栄鉱社を設立した<sup>1)</sup>。同社の設立目的は, 貝島三兄弟と幕僚の「共同の力を堅<sup>2)</sup>」くして, 当時進行していた「撰定鉱区制<sup>3)</sup>」に対応するためであった。

ただ, 貝島家=栄鉱社の創業資金は十分ではなく, 大之浦炭坑の開発資金, 「撰定鉱区」の許可を得るための運動資金ならびに鉱区拡張資金の大半は「地方の金主に仰<sup>4)</sup>」がなければならなかった。そのため, 明治23年に勃発した経済恐慌によって炭価が下落すると, 栄鉱社の経営はたちまち行き詰まり, 借入金も「元利積んで八萬餘圓の巨額に上り, 且つ債権者は…十七人に及び爲めに毎月支拂ふべき金額と, 随時必要避くべからざる資金とは, 一箇月の採掘高約六千噸の収利を以て之を補充すべくもあらざる<sup>5)</sup>」苦境に陥った。

この恐慌による炭価下落の中で, 筑豊石炭業界

においても多くの炭礦業者が破産の憂き目をみた。しかし、貝島家は破産の一步手前でそれを免れる。明治24年3月、貝島太助が井上馨と出会い、後述するように井上の斡旋で毛利公爵家からの融資を得ることに成功したからである。

ところで、貝島と井上の出会いは、井上が毛利家で買収を予定していた金田炭坑の視察に行く途中、偶然貝島の広大な屋敷を見つけ、その住人を同行者の柏木勘八郎に尋ねたことにあったといわれる。そして、柏木の紹介で貝島と会った井上は、彼の謹厳実直な性格と炭礦業者としての卓越した手腕を認め、一度上京するようにと声をかけたとされる<sup>9)</sup>。柏木は井上の甥の治郎郎を養嗣子としている「筑豊の影の実力者<sup>7)</sup>」と評される人物であった。また、井上の金田炭坑視察には柏木親子とともに久良知重敏(福岡県築城郡の資産家)も同行していた。柏木と久良知は貝島太助の石炭業にかけける情熱とその器量、人柄にほれこみ、貝島家=栄鑑社に対して多額の融資をなすとともに、貝島太助の債務の連帯保証人をも引き受けていた<sup>8)</sup>。それゆえ、貝島太助と井上馨の出会いは従来いわれているような偶然の出来事ではなく、貝島家の窮状を打開するために井上の金田炭坑視察を利用して彼を貝島に引き合わせ、それによって貝島家への井上の支援を取り付けることを狙った柏木と久良知の演出であったと理解した方がよさそうである。

この会談後、柏木は貝島太助に上京して井上馨に援助を申し込むようすすめた。しかし、貝島は一面識を得ただけで権勢家の門を叩くほど厚顔ではないとして、その要請を断った。ただ、この間にも栄鑑社の経営悪化は進行した。そこで、明治24年6月下旬、井上馨が再度金田炭坑の視察に来た機会を捉えて、貝島は彼に窮状を訴えるとともに、支援を求めた。と同時に、柏木も井上に対して貝島家への援助を強く要請した。

井上馨は両者の要請を受け容れ、貝島家に対する支援を約束した。井上の分析によれば貝島家の経営苦境の原因は借入金の高金利負担と販売体制の弱体にあるとされた<sup>9)</sup>。そこで彼は毛利家からの融資によって高金利の借入金を返済させる一方、貝島産炭の販売を三井物産に委託させるという、貝島家救済策を立て、その実施を毛利家家令柏村

信と三井物産社長益田孝に相談した。これに対して、柏村は「(毛利)公爵家より大金を引出して、若し過失あらば、累を公爵家に蒙らしむるとともに、(井上)伯自身の信用に痛切の影響<sup>10)</sup>」が及ぶことを心配した。また、益田は「技術幼稚の今日に在りては、礦業固より一個の冒險事業(であり)……況んや炭況甚だ振はず、恢復の時期容易に逆賭すべからざる<sup>11)</sup>」現在、井上が貝島家の事業に深く関与することは危険であると主張した。しかし、井上が貝島家を支援する態度を変えなかったため、両者はとりあえず金田炭坑技師山縣宗一と三井物産下関支店支配人服部種次郎に栄鑑社が経営する大之浦、管牟田両炭坑の实地調査を行わせ、それによって結論を出すことにした。

山縣等の調査の結果は、「大之浦、管牟田兩鑛區(は)現在及將來共…頗る有望<sup>12)</sup>」であるというものであった。かくして、柏村と益田は、井上馨が提示した貝島家救済策の実施に同意し、その結果、明治24年9月、貝島家は債務総額に等しい8万2,850円を償還期限3年、年利1割1分の条件で、毛利家から借入れた。ただ、この融資は「(毛利)公爵家ト一個人トノ金錢貸借關係ヲ生スルカ如キハ之ヲ愼ムヘキナリトシ表面(上)三井家(三井物産)ヨリ貸與<sup>13)</sup>」する形で行われた。と同時に貝島家は「採掘石炭全部の一手販売権を債務存続期間、三井物産に委託する契約<sup>14)</sup>」を結んだ。また、毛利家、とくに益田孝が債務契約履行上の責任者を明確にすることを要求したため、貝島家は栄鑑社を解散し、その資産一切を貝島太助個人名義に変更した。

なお、この時三井物産は貝島産炭とともに金田炭坑の一手販売権も掌握した。この両炭坑の一手販売権掌握について、益田孝は、明治24年1月の「物産会社営業実況報告并意見書」の中で、つぎのように記している。

「下ノ関、若松ニ於テハ從來炭坑主ヨリ石炭ノ依托販売ヲ依頼サレシ事往々アリシモ常ニ之ヲ謝絶シタリ、其理由トスル所ハ是等炭坑主ハ余リ信用ヲ措クヘキモノナシ、然ルニ依托販売ヲ引受ルトキハ自然抗業ニ對シ貸金ヲ為ス事トナルヲ以テナリ、故ニ断然人ノ為メニ売捌ヲ勤メス〔中略〕

今回貝嶋太助氏ノ石炭及田川金田炭坑ノ石炭

依托販売ヲ引受ケタレトモ、是レハ特別ニシテ決シテ他ノ例トナスヘキニ非ラサルヲ以テ、他ノ依托販売引受クルハ断念スルヲ良トス<sup>15)</sup>」

この引用文からも明らかなように、この時点での三井物産による貝島産炭の一手販売権取得は物産自身がすすんで行ったものではなく、井上馨の要請によって止むを得ず引き受けたものであった。それゆえ、三井物産としては、その一手販売権を貝島家の毛利家に対する債務存続期間に限定したのである。

貝島家は毛利家からの融資で高利の負債を整理し、破産を一応回避した。しかし、炭況悪化はその後も進行し、翌明治25年に入ると、貝島家は再び破産の危機に直面した。貝島太助は当初三井物産からの前借金融によってこの危機を乗り切ろうと企図するが、物産はそれに応じず、結局、井上馨を介して再度毛利家に融資を求めなければならなかった。毛利家は井上の強い要請によって貝島家への追加融資を承諾した。しかし、その条件として、毛利家は三井物産の益田孝の意見を容れ、貝島家の「所有鑛區、建物、諸器材一切ノ名義<sup>16)</sup>」を同社副社長木村正幹のそれに書き換えることを要求した。当時、貝島家は条件の如何を問わず、融資を得なければならない状態にあった。そこで、貝島太助は債務保証人である柏木勘八郎と久良知重敏の諒解を取り付けると、明治25年6月、債権者代理人の木村正幹と公正証書を取り交わし、2万円弱の資金を年利1割、最終返済期限明治30年5月末日、の条件で毛利家から借入れた。この結果、毛利家からの貝島家の借入金は前回の8万2,850円と今回およびその間のものを含めて総計13万2,700円余の巨額に達した<sup>17)</sup>。

その上、今回の毛利家からの融資には、つぎのような付帯条件がついていた。

- 「(一)木村正幹は貝島太助より譲受けたる石炭礦業を営むため太助を己に雇入れ礦業事務に従事せしむべし
- (二)太助は礦業上誠實に事に従ひ且つ礦業其他共總べて木村正幹又は其の代人の指揮に従ふべし
- (三)正幹は太助に於て不都合の所爲ある時は直ちに之を解雇し得るものにして此の場合太助に於て毫も異議なきものとす

(四)公爵家に対する一切の債務は太助の負擔たること勿論につき他日如何なる事情を生ずるとも他人より負債のため財政上の困難あるも以後正幹へ對し借金の請求を爲さざること堅く誓ひたるものとす

(五)太助は鑛區の譲戻等をなさざる間は如何なる事情あるも該礦業に直接間接とも關係を來たすが如き取計を爲し他人より金錢物件の負債若しくは金穀物件に關り他人のため保證義務を負擔するが如き契約をなさざるものとす

(六)正幹は太助が萬一前項に違背したるときは何時にても太助を解雇することを得

(七)保證人柏木勘八郎及び貝島六太郎は太助をして前記の契約を履行せしむべし<sup>18)</sup>」

貝島家は正に「生殺与奪の権」を三井物産に握られてしまったのである。この付帯条件もまた益田孝の意向によるものであった。益田は先の引用文にもあるように、筑豊の炭礦業者を信用していなかった。そのことが、かような苛酷な条件を貝島家につきつけた要因であったと思われる。

ところで、石炭業界は明治26年に入ると回復の兆をみせ始め、さらに翌27年の日清戦争の勃発を契機に完全に立ち直る。そうした状況の中で、貝島家の経営も急速に回復し、明治29年3月までに、毛利家からの一切の負債を皆済し、同年6月には所有鑛區の名義と実権を取り戻した<sup>19)</sup>。

そして、明治29年4月15日、貝島三兄弟と太助の嗣子栄三郎は井上馨の還暦の祝宴に招かれ、その席上、彼等は井上からつぎのような忠告を受ける。

「凡そ卿等兄弟の持分權利を決定し置かずんば、假令骨肉の親和を以てするも、往々財産の紛争を醸して事業の伸張を害し、家名を失墜することあらん。斯の如きは世上屢ば見聞する所なり。貝島一族は其由來他と大に趣を異にする雖も、速かに之を決定するを萬全の策とすべし<sup>20)</sup>。」

また、井上は貝島家一族が今後嚴守すべき事項として、つぎの13要件を示し、太助等にその「承服実行」を誓約させた。

「一 當時所有スル管牟田、大之浦桐野及ヒ第貳大之浦大谷、長尾、香月炭坑ノ外ニ鑛區ヲ

買入レ又ハ之ヲ抵當ニ貸金等ヲ爲ス事ヲ禁  
ス、然レトモ萬止ムヲ得サル必要ノ場合ニ  
至リタル時ハ一應拙者ニ相談ヲナシ許可ヲ  
受クベシ、但シ小事件ノ義ニ至テハ柏木勘  
八郎エ相談ノ上取計フベシ

- 一 田畑山林等ノ抵當ヲ以テ他人ニ金員ヲ貸與  
シ他日自己所有トナスモ利子ノ計算ニ相當  
スル外ノハ貸金ヲ爲スベカラズ
- 一 今ヤ太助ハ無借財ニシテ資産ノ基本成立セ  
ントスル地位トナリ縣官並ニ諸事業者ノ推  
尊ヲ受クルニ至ルナラン、然リト虽トモ他  
人ノ歡誘或ハ他人ノ依頼ニ應シ諸會社ノ柱  
主又ハ發起人トナリ公共事業ノ世話役等ニ  
推舉セラルハ亦新開墾事業等一切断然謝  
絶スルヲ要ス
- 一 他人ノ鑛山事業ニ困難ヲ生セシ場合ニ際シ  
之レヲ整理シ或ハ資本ヲ貸與シ又ハ一時操  
替金等ノ委托ヲ受ケ或ハ其世話ヲ引受ケ又  
ハ貸借上ノ保証人トナル事一切謝絶スベシ
- 一 若松、門司、馬關等其他ニ於テ石炭ヲ賣却  
シ、代金ヲ受取り其儘手元ニ金員ヲ儲蓄シ  
置クトキハ種々ノ事業ヲ發起シ又他人ニ貸  
與スルヲ容易ナラシムルノ病根タルヲ免カ  
レサルノミナラス盜火等ニモ頗ル危嶮ナレ  
ハ直ニ其金ハ百十銀行ニ預ケ金トナシ、只  
自家ノ供給ト第二條ニ定メタルト鑛業費ニ  
必要ノ節ノミ引出金ヲナスヲ得ル様、該銀  
行ト契約シ置クベシ
- 一 太助兄弟各家又ハ別家セシムベキ男兒エ分  
與金ニ就テハ炭鑛業ノ利益金分配ノ割合額  
ヲ定メ且ツ各々家法ヲ相立テ着々件書ニシ  
テ之ヲ各確守セシメ、各家ノ區域分界ヲ立  
テ置クヲ要ス
- 一 恩人又ハ親戚中タリトモ貸借ノ義ニ就テハ  
正當ノ手續ハ勿論抵當品ヲ受取りタル上之  
ヲ爲スベシ、他人ト決シテ異ニスベカラズ
- 一 凡テ人ヲ憐ミ人ヲ救フ等慈善ノ心ハ人倫ノ  
道ナリト虽トモ太助現時ノ資産ハ甚タ幼稚  
ナル者ニシテ猶ホ未タ其基礎強固ナラスシ  
テ安全ノ地位ニ至レリト云フニ非ザレハ、  
須ラク他人ヲ保護シ或ハ救助スル等ノ事ヲ  
節制スベシ、顧フニ太助ハ良ク義俠心ニ富  
ミ好シテ慈惠ヲ施サントスル性質ナリ、若

シスクノ如クンハ遂ニ他人ヲ憐ミ助ケン爲  
ニ己レ亦タ反テ人ニ救ヒヲ乞フノ不幸ト困  
難トヲ見ルニ至ル、尤モ慎マサルベカラズ、  
僅カニ他人ノ保護ヲ得テ以テ漸ク己レノ財  
産ニ對シテ人ニ向テノ義務ヲ免カレタリト  
云フノミニシテ未タ資産ヲ養成シタリト云  
フニ至ラサル事ヲ深く思ハサルベカラズ

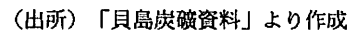
- 一 諸相場並ニ類似ノ商法ニ手ヲ出ス事ヲ嚴禁  
スルヲ要ス
- 一 毎年末ノ鑛業ニ關スル決算書ノ寫シ尙通ヲ  
拙者ニ送附スベシ
- 一 太助並ニ相續人榮三郎、六太郎、嘉造並ニ  
其養子其他ノ家屬等良ク了解セシ上ハ最モ  
念ニ誠實ニ謹ンテ德義上確守スベシ、且ツ  
前三家ノ子々孫々ヲシテ遵守セシムルノ必  
要アレバ正當家系ヲ相續スル者ハ必ス該ケ  
條書ニ誓言セシムル事肝要タリ
- 一 馨ガ相續人勝之助等ト交際ヲ親密ニシ懇切  
ニ交際ヲナシ相互ノ德義ヲ完フスベシ
- 一 右之ケ條確守セシムル爲ニハ拙者エ對シ記  
名ノ各人連名ヲ以テ誓書ヲ差出シ置ベシ<sup>21)</sup>

さらにこの席上、井上馨は、姪の娘、すなわち  
鮎川義介の妹フシを太助の五男太市に嫁がせるこ  
とを約束した。

かくして、経営を軌道に乗せた貝島家は、明治  
30年に筑豊炭田において有望鉱区の1つに数えら  
れた大辻炭坑を買収すると、翌31年5月、上記の  
井上馨の忠告に従い、「自今益業務ヲ擴張シ信用  
ヲ保全シ子孫亦繼承心ヲ一ニシ力ヲ戮セ以テ永遠  
ニ貝島本家末家ノ關係ヲ親密ニスルト共ニ愈家道  
ノ隆運ヲ期セン<sup>22)</sup>」とする趣旨の下に、資本金200  
万円の貝島鑛業合名会社を設立した。同社の出資社  
員は貝島太助（業務担当社員、出資金100万円）、六  
太郎（同43万円）、嘉蔵（同35万円）、太市（同22万  
円）の4名で、一族以外の者は完全に排除された。  
そして、貝島家は同社設立の記念賞与として従業員  
に総額10万4,000円を支給する。とくに前記の栄鑛社  
の出資者であった桑野、原田、園田、岡藤と同社設  
立直後に入社した渡辺莊兵衛、原車次郎の6名の幕  
僚に対する賞与額は破格で、園田に「數萬圓と田地  
若干」を支給したのを筆頭にそれぞれに「千五百圓  
乃至二千五百圓」を支給した<sup>23)</sup>。

貝島鑛業合名の設立目的は、それまで貝島三兄弟

|       |    |
|-------|----|
| 貝島永四郎 | 夕ネ |
|-------|----|



- 4) 前掲『貝島太助傳』第2巻, 240ページ。
- 5) 同上, 254~5ページ。
- 6) 同上, 264ページ以下。井上馨侯傳記編纂會編『世外井上公傳』第5巻, 内外書籍, 昭和9年) 196~199ページ。
- 7) 永末十四雄『筑豊讃歌』(日本放送出版協会, 昭和52年) 88ページ。
- 8) 前掲『貝島太助傳』第2巻, 256ページ。
- 9) 『貝島太助翁傳拔萃』(三井文庫所藏) 22~23ページ。
- 10) 前掲『貝島太助傳』第2巻, 279~280ページ。  
ただし、カッコ内は引用者。
- 11) 同上, 280ページ。ただし、カッコ内は引用者。
- 12) 同上, 287ページ。ただし、カッコ内は引用者。
- 13) 『貝島家所藏資料』(三井文庫所藏) 2ページ。  
ただし、カッコ内は引用者。
- 14) 貝島炭礦株式会社編『貝島会社年表草案』20ページ。

ジ。

- 15) 三井文庫編『三井事業史』資料篇三, 昭和49年) 217~218ページ。
- 16) 前掲『貝島太助傳』第2巻, 311ページ。
- 17) 同上, 312ページ。
- 18) 同上, 312~313ページ。
- 19) 前掲, 畠山「筑豊炭礦企業家の形成と発展(1)」 61~62ページ。
- 20) 前掲『世外井上公傳』第5巻, 206ページ。
- 21) 「明治廿九年四月井上伯爵監督ニ關スル御誓文 井ニ一族ヨリ提出ノ誓書」(貝島家史料)。ただし, 句読点は引用者。
- 22) 「貝島鑛業合名会社設立趣意書」(同上史料)。
- 23) 前掲『貝島太助傳』第3巻(1), 353ページ。

2. 不況下の鉾区拡大と経営苦境

貝島鑛業合名会社設立後, 貝島家は井上馨によって鉾区の拡張を自重させられていたにもかかわらず, 拡張路線をとり, 大之浦, 管牟田両鉾区の隣接鉾区を順次買収する一方, 明治32年から35年にかけて福岡・佐賀両県下の吉隈鉾区(62万坪), 柚之木原鉾区(260万坪), 北波多鉾区(133万坪), 岩屋鉾区(96万坪), 宮田炭坑(37万坪), 中元寺鉾区(114万坪), 長津炭坑(12万坪), 深坂炭坑(8万坪)等を相次いで入手した<sup>1)</sup>。この結果, 明治35年には貝島鑛業合名の所有鉾区は設立時の595

万坪から1,460万坪に拡大した(第1表)。

明治31年後半に入ると, 石炭業界のブームは終息に向かい, 以後36, 7年頃まで炭価は低迷を続けた。そうした状況の中で, 貝島家が鉾区拡張路線を採用したのは, 当時, 筑豊炭田への進出を強めていた, 三井, 三菱, 住友, 古河等の財閥に対抗するためであった。石炭資源は有限であったから, 貝島家としては「将来を見越して積極的に資源の確保につとめ<sup>2)</sup>」なければならなかったのである。

他方, 貝島家の鉾区拡張は三井物産の石炭販売方針の変更によってもまた促進されたという側面をもっていた。三井財閥は三菱, 住友, 古河等の財閥に比べて筑豊炭田への進出に遅れをとっていた<sup>3)</sup>。それゆえ, 三井物産は日清戦争直後の石炭ブームを享受すると, それまでの販売方針を変更して, 明治29年6月, 「三井家所有鉾山産出石炭及従来取扱来候石炭之外, 猶目下多分ノ需要ニ応スル為, 他ノ石炭モ広く委託販売, 若クハ一方ニ売約定ヲ為シ一方ニ買約定ヲ為スコト<sup>4)</sup>」を決定し, 翌30年には石炭部を新たに設置して本格的な社外炭の取扱いに乗り出したのであった。

社外炭取扱い方針を決定した三井物産にとって, 産出高が多く, かつ品質優良で輸出に向く貝島産炭<sup>5)</sup>——とくに大之浦炭——の安定的な確保は重要であった。そのため, 三井物産は貝島家が毛利家に対する債務を皆済したのち, 新たに貝島太助

第1表 貝島鑛業 経営総括表

| 年次    | 鉾区     | 出炭高(A)     | 売上高(B)    | 利益(C)     | (A)<br>全国出炭高 | B/A | C/B   |
|-------|--------|------------|-----------|-----------|--------------|-----|-------|
|       | 千坪     | 千トン        | 千円        | 円         | %            | 千円  | %     |
| 明治31年 | 5,955  | 446(100)   |           | 69,070    | 6.7          |     |       |
| 32年   | 10,946 | 374( 84)   |           | △ 21,308  | 5.5          |     |       |
| 33年   | 11,784 | 428( 96)   |           | 100,335   | 5.7          |     |       |
| 34年   | 13,854 | 658(148)   |           | 365,688   | 7.3          |     |       |
| 35年   | 14,604 | 442( 99)   |           | 101,976   | 4.6          |     |       |
| 36年   | 16,145 | 751(168)   |           | 249,071   | 7.4          |     |       |
| 37年   | 13,542 | 826(185)   | 2,031,364 | 41,733    | 7.7          | 2.5 | 2.1   |
| 38年   | 13,959 | 793(178)   | 2,233,596 | 310,097   | 6.9          | 2.8 | 13.9  |
| 39年   | 13,741 | 915(205)   | 3,776,081 | 734,973   | 7.0          | 4.1 | 19.5  |
| 40年   | 13,439 | 980(220)   | 4,303,101 | 802,477   | 7.1          | 4.3 | 18.6  |
| 41年   | 13,682 | 1,070(240) | 3,449,421 | 750,796   | 7.2          | 3.2 | 21.8  |
| 42年   | 14,028 | 1,217(273) | 3,860,976 | 716,340   | 8.1          | 3.2 | 18.6  |
| 43年   | 14,299 | 1,049(235) | 3,003,151 | △ 186,054 | 6.7          | 2.9 | △ 6.2 |
| 44年   | 13,738 | 1,053(236) | 3,524,971 | 134,818   | 6.0          | 3.3 | 3.8   |
| 45年   | 13,584 | 1,126(252) | 3,710,582 | 230,080   | 5.7          | 3.3 | 6.2   |

(出所) 前掲, 畠山「筑豊炭礦企業家の形成と発展(1)」64ページ。

と買約契約を結び、さらに明治32年からそれを一手販売契約に切り換えたのであった。そして、三井物産は一手販売権の取得の見返りとして、貝島家に対して売上高の80%の前貸金融を保証する一方、三井銀行とともに鉱区拡張と設備近代化のための資金供与を約束した<sup>6)</sup>。

以上のような貝島家と三井物産のそれぞれの事情について、井上馨も了承し、彼は貝島家の鉱区拡張を認めるとともに、同家と三井物産・銀行の間の仲介者の役割を引き受けたのであった。

貝島鑛業合名の資本金200万円は現物形態の出資であった。それゆえ、同社にとって三井物産・銀行からの資金的援助は魅力であり、事実、上記の鉱区拡張とその開発ならびに設備近代化に要する資金の大半は三井物産・銀行からの借入金によってまかなわれた。その結果、明治35年3月までに貝島太助に対する三井銀行の貸付金は「五拾参万ヲ円トナリ、之ニ加フルニ三井物産会社ノ債権五拾万円ヲ以テスレハ三井家債権総額ハ百余万円ノ巨額ニ上リ」<sup>7)</sup>った。

ところで、こうした巨額の借入金は当然のことながら、貝島家の経営を圧迫した。そして、明治35年に入って炭況が一層悪化すると、貝島家は「予算ニ大相違ヲ来タシ収入ニ大減少ヲ為シ<sup>8)</sup>」てしまい、その結果、同年下期に三井銀行へ返済を予定していた9万円の資金の捻出が不可能となったばかりか、さらに同行ならびに三井物産に対して追加融資を求めなければならない状況に立ち至った。事態を憂慮した三井銀行と三井物産はその対応策を井上馨に相談するが、井上が「他ヨリ金融ヲ為スコトヲ得サル規約モ有之ニ付、債権者モ亦平等ニ負担スベシ<sup>9)</sup>」きであると主張したため、両者とも今回に限り貝島家の要求を容れることに同意した。ただ、これ以降、三井銀行・物産は債権保全の立場から貝島家に対する監督を一段と強化した。また、井上馨も両者の意向を受けて、明治35年5月15日付で、以下のような「覚書」を貝島家一族に提示し、彼等にその実行を要求した。

#### 「 覚 書 」

今般貝島太助家政整理ノ實ヲ舉ケ財産ノ基礎ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲其指揮監督ヲ拙者ニ依頼シタリ、拙者ニ於テハ其懇請ヲ容レ從來ニ比シ更ニ一層ノ注意ト監督トヲ加ヘントスルニ就

テハ貝島家并ニ貝島家々族一同ニ於テモ左記ノ事項ヲ堅ク服膺シ速カニ其實効ヲ奏スルコヲ勉ムベシ

第一 速ニ負債ノ償却ヲ謀ルヘシ負債全部ノ償却ヲ了スル迄ハ成ルヘク経費ノ節約ヲ勉メ膨大ナル計畫ヲ避クルハ勿論坑區ノ買収又ハ契約又ハ新規ナル事業ニ着手スベカラズ、若シ實際ノ必要已ムヲ得ザル場合ニ於テハ前以テ三井物産又ハ三井銀行ト熟議ヲ逐ゲ然ル後拙者ノ裁断ニ一任スベシ

第二 如何ナル事情アルモ新タニ債務ヲ起スベカラズ又各坑ノ主任者タリトモ他ヨリ金融ヲ求ムベカラズ、又他人ノ爲メ猥リニ債務ノ保証ヲ爲スベカラズ、又他人ニ對シ貸金ヲ爲スベカラズ、若シ實際ノ必要ヨリ已ムヲ得サル場合ニ於テハ三井物産ニ熟議スベシ

第三 各坑ノ主任者ニ於テハ出炭ノ請負ヲ爲スノ結果不知不識炭質精選等ヲ粗漏ニシ或ハ市價ノ高下ニヨリ採炭ノ増減伸縮ヲ要スルニモ拘ハラズ眼前ノ利益ノミヲ謀リ全局ノ利害ヲ顧ミザルガ如キコトアラバ貝島家全体ノ信用ヲ毀損スルニ付自今各坑ノ主任者ハ常ニ貝島家全般ノ名譽ト信用トヲ重ンジルコトニ注意セシムベシ

第四 三井銀行、物産共ニ從來貝島家ニ對シ巨額ノ貸付ヲ爲シ今回又拙者ノ忠言ニ基キ更ニ幾多ノ貸増ヲ爲シ常ニ厚意ヲ以テ其事業ヲ援助スル以上ハ貝島ニ於テモ三井ヲシテ充分安心セシムルノ義務アルベシ、就テハ貝島家所有ノ坑區ハ勿論地所、有價証券等重要ナル動産、不動産ノ全部ヲ擧ゲテ三井銀行ニ担保トシテ提供シ其採掘石炭全部ノ販賣ヲ三井物産ニ委託シ相互ノ間親密ヲ専ラニシ常ニ事情ノ疎通ヲ謀リ両家ノ隆盛ヲ永遠ニ期圖スヘキノ心得ベシ

第五 貝島家ノ財産調書ハ時々之ヲ製シ且毎半期ノ損益決算表ヲ拙者及ビ三井銀行ニ差出スベシ

第六 各炭坑出炭ノ増減緩急、撰炭ノ注意、積量ノ監督等ニ付テハ常ニ貝島本社ト各炭坑トノ連絡ヲシテ一層密接ナラシムル様漸次改善ノ方法ヲ妥協シ貝島ト三井銀行、三

井物産トノ間ニ於ケル打合事項ノ實行ヲ迅速ナラシムルコトヲ勉ムベシ

第七 事業及販賣等ノ件ニ付三井物産ト意見ヲ異ニスル場合ニハ拙者ニ詳細ノ報告ヲ爲シ裁断ヲ求ムベシ

第八 貝島家ノ事業、金融、家政其他ニ関シ監督ヲ爲シ、又三井銀行、三井物産ト貝島トノ連絡ヲ密接ニシ事情ノ疎通ヲ謀ル爲メ松本常磐ヲ會計ノ局ニ當テシムルニ付同人ニ對シテハ一族ニ準ジ事業ニ參與セシメ且最モ親密ニシ胸襟ヲ開キ諸事ノ相談ヲ爲スベシ、萬々一意見ヲ異ニスル等ノ事アル場合ニハ拙者ニ事情ヲ具シテ裁断ヲ受クベシ

第九 松本常磐ハ直接拙者ニ對シ事業其他諸般ノ報告ヲ爲サシメ拙者ノ指揮ヲ受ケシムルコトアルベシ

以上各項拙者精神ノ在ル所ヲ察シ貝島家及貝島家々族及重立タル使用人ヲシテ誠心誠意誓ツテ之ヲ遵奉スベシ

右

明治三十五年五月一五日 伯爵 井上 馨<sup>[10]</sup>

では、この「覚書」の各事項を貝島家では、どのように実行していったのであろうか。いま、ここでそれを全面的に検討する余裕はないが、まず第1に貝島家の経営方針はこの「覚書」以後、「専ら守成ノ策<sup>[11]</sup>」に転じたとされる。事実、第1表から明らかなように、貝島鉱業合名の所有鉱区は明治37年以降1300~1400万坪台の間を推移している。第2に累積債務を整理するため、貝島家は三井物産に委託する石炭の販売予定額のうちから「実際ノ採掘費、事業費并ニ本店経費ヲ受取り、其剰余金ハ挙テ三井物産合名会社ニ残存シ、之ヲ以テ毛利家、三井家ノ償還ニ充テントスルノ方策ヲ立テ<sup>[12]</sup>」、順次その策を実行していった。第3に貝島鉱業合名の組織改革を断行した。明治36年1月、同族経営の弊害を除去するため、貝島家は貝島鉱業合名の「営業規則」を制定し、一族以外の有為な人材を経営の中核に参画させる道を開くとともに、各役職員の職務権限を明確にした。と同時に、貝島鉱業合名の本社機構を整備する一方、それまで大之浦炭坑を除く各炭坑において実施されていた、坑長による請負方式を改め、それを順次本社による直接統轄方式に移行させていった<sup>[13]</sup>。

## 〔注〕

- 1) 前掲『貝島会社年表草案』53ページ以下。
- 2) 前掲、永江「明治期貝島石炭業の発展構造」229ページ。
- 3) 春日豊「三井財閥における石炭業の発展構造——日本産業革命期を中心として——」（『三井文庫論叢』第11号、三井文庫、昭和52年11月）168ページ。
- 4) 松元宏『三井財閥の研究』（吉川弘文館、昭和54年）437ページ。
- 5) 明治30年代を通じて三井物産の石炭取扱高に占める貝島産炭の割合は20%前後であったと推定される。なお、貝島産炭の輸出向比率は明治31年には30%弱であったが、同36年には70%に増加している（前掲、春日「三井物産における石炭業の発展構造」177ページ、高橋光威編『貝島太助翁の成功談 炭鐵王』博文館、明治36年、144ページ）。
- 6) 前掲、松元『三井財閥の研究』441~444ページ。
- 7) 前掲『三井事業史』資料篇四下（昭和47年）、287ページ。
- 8) 同上、365ページ。
- 9) 同上、365ページ。なお、この他、貝島家は毛利家からも融資を引き続き受けていた模様である。
- 10) 「明治卅五年 覚書 松本常盤氏推舉ニ關スル」（貝島家史料）。
- 11) 前掲『三井事業史』資料篇四下、563ページ。
- 12) 同上、562ページ。
- 13) 前掲、永江「貝島鉱業合名会社の経営組織に関する覚書」237~342ページ。

## 3. 事業基盤の確立と家憲の制定

貝島家が以上のような経営改革を断行している最中の明治37年2月、日露戦争が勃発した。同戦争を契機に炭況は上向きに転じ、石炭業界は同戦争後半から戦後にかけて空前のブームを迎える。そうしたブームを背景に貝島家の出炭高も増加を続け、それはピーク時の明治42年には全国出炭高の8.1%を記録した。貝島鉱業合名の業績も急速に向上し、同社は明治38年から42年の5年間で合計331万円の利益金を計上した（第1表）。かくして、貝島家は明治39年中に「約二百万円の負債元

利を清還し<sup>9)</sup>、三井物産・銀行の監督下から離脱した。

債務を皆済し、経営自主権を回復すると、貝島家は井上馨に家憲の制定を依頼した<sup>9)</sup>。そして井上はそれに応じ、三井家同族会理事有賀長文、法学博士原嘉道に貝島家家憲の起草・編纂を委嘱する。また、井上は制定後の貝島家家憲が「徒法」となることを懸念し、明治41年3月、下記の「誓書」を貝島家一族から提出させた。

「 誓 書

今般拙者共一族閣下ニ懇請シテ家憲ノ創定ヲ得候處是レ實ニ將來益々家門ノ繁榮ト家業ノ隆盛トヲ謀ルノ基礎ニシテ一ニ閣下ノ御懇篤ナル御配慮ニ依ルニ非ズンバ曷ゾ克ク此ニ到ルヲ得ンヤ御高意之程一同感激措ク能ハザル所ニ御座候惟フニ凡百ノ法規制章ハ素ト是レ死物ニシテ如何ニ金科玉條ノ美ヲ盡シ粹ヲ極ムト雖トモ之ヲ應用シ之ヲ循行スルモノニシテ其意ナクンバ蓋シ何等ノ効力モ無カルベシ仍テ其効果ヲ完フセンガ爲メ拙者共一族ハ而今而後子孫ニ至ルマデ永ク閣下ノ御誠意ヲ拝體シ誠心誠意成ナ此家憲ノ條章ヲ遵奉シ協同一致以テ家運ノ隆昌ヲ企圖セムコトヲ誓盟仕候

右誓約之證トシテ茲ニ一族署名捺印候也

明治四拾壹年三月

貝島太助 ㊤

〔以下貝島一族21名連名捺印は略－引用者〕

保證人 柏木勘八郎 ㊤

侯爵 井上馨殿 <sup>3)</sup>」

さらに井上は、明治42年5月、貝島家家憲の編纂が完了すると、「家憲施行準備ニ關スル要件」として、一族各家に家憲に対する意見書の提出、貸借関係の整理、財産目録の作成、歳費予算書の提出等々を命じた<sup>4)</sup>。

貝島家は、明治42年10月25日、井上馨邸において家憲制定式を挙行し、それを同年12月1日から実施した。そして同時に、貝島家家憲施行法ほか多数の付属諸規則と一緒に、家憲と同じ効力をもつ「井上侯爵訓示」「井上侯爵訓誡」同「補遺」「貝島太助訓誡」を制定した。貝島家家憲およびその付属諸規則についてはすでに皇山秀樹氏の研究<sup>5)</sup>があるので、詳細はそれに譲り、ここでは家憲等によって明記された井上馨の貝島家の家政お

よび事業経営に対する関与の仕方と、貝島家一族における宗家、本家、連家の格付けおよび各家の持分について若干検討することにする。

貝島家家憲は三井家憲をモデルとして起草・編纂された。それゆえ、貝島家家憲の章別構成と各条文は三井家憲のそれと極めて類似している。そして両家とも家憲において正式に井上馨に顧問を委嘱した。ただ、三井家の場合、顧問の規定は家憲施行法に定められていたのに対し、貝島家の場合にはそれは家憲本文中に明記されていた。また、貝島家は三井家に比べて顧問により多くの権限を付与していた<sup>6)</sup>。

まず貝島家家憲はその前文において、貝島家の今日の隆盛が「一族擧テ同心協力奮勉事ニ當リタルト侯爵井上馨殿ノ與ヘラレタル内外援助ノ効ニ職由セスンハアラサルナリ」と明記し、同家に対する井上の支援の大きさを強調していた。貝島家家憲は前文と10章91カ条から成っており、そのうち顧問に関する規定は15カ条の多くを数えた。中でも顧問の任務として注目されるのは第54条の規定で、それは下記の事項についてはすべて、貝島家の最高意思決定機関である一族会の「其議決前ニ必ズ顧問ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」とされた。

- 「一 一族各家ニ於ケル相續、婚姻、養子縁組、離婚、離縁、隱居、分家、禁治産、準禁治産、認知、入家同意、離籍其他重大ナル親族關係ノ變更ニ關スル件
- 二 一族各家ニ於ケル後見人、後見監督人、親權者監督人、保佐人及遺言執行者ノ指定選任及免黜並ニ親族會員ノ選定推薦等ニ關スル件
- 三 一族各家ノ子女ノ高等教育ニ關スル件
- 四 一族各家ノ邸宅ノ位置及其建設費ニ關スル件
- 五 共同事業ノ範圍及其經營ノ方針ニ關スル件
- 六 新ニ共同事業ヲ起シ又從來ノ共同事業ヲ中止若クハ廢止スルコニ關スル件
- 七 共同事業ニ關スル定款其他諸般ノ規則ノ制定若クハ變更ニ關スル件
- 八 共同事業ノ資産ノ管理及之カ増減ニ關スル件
- 九 鎖業ノ廢止及之ニ因リ生スル資金處分ニ關スル件

- 十 共同事業ニ屬スル重要ナル財産ノ保存年限  
及其元償償却積立金等ニ關スル件
- 十一 共同事業ニ關スル重要ナル契約ノ締結解  
除及變更ニ關スル件
- 十二 業務擔當員及重立タル役員ノ任免俸給手  
當及賞與ニ關スル件
- 十三 一族共同積立金及一族各家積立金ノ割合  
ヲ定ル件及前記各種積立金ノ管理及處分ニ關  
スル件
- 十四 鑛業權土地家屋其他ノ不動産及船舶ノ得  
喪ニ關スル件
- 十五 公債社債株式其他ノ有價證券其他重要ナ  
ル財産ノ得喪ニ關スル件
- 十六 一族及其家族ノ不動産船舶有價證券其他  
重要ナル財産ノ得喪ニ關スル件
- 十七 一族各家ノ豫算決算ニ關スル件
- 十八 共同寄附金及各家寄附金ニ關スル件
- 十九 共同事業及一族各家ニ於ケル訴訟事件ニ  
關スル件

〔以下二十～二十二は略一引用者〕

この第54条の規定によって、井上馨は貝島家の家政と事業経営全般にわたって絶大な権限を行使することができた。さらに、井上は「井上侯爵訓誡」と同「補遺」において、一族各家の交際範囲から葬儀費用に至るまで、また一族各家の子弟の共同事業への参加要件から役職員の人事に至るまで、事細かな規定を定め、その厳守を貝島家一族に誓約させていた。

このように、貝島家の家政および事業経営に対して広範かつ絶対的な権限をもつ井上は、貝島家家憲施行法第1条で、「其終身間貝島家顧問タルコトヲ囑託」されていた。その上、井上は「貝島家ニ密接ナ緣故ヲ有スル有識ノ士ヲ其後任者ニ推薦スルコト」（貝島家家憲第55条）ができ、自分の死去後の同家顧問として養嗣子勝之助を推薦していた<sup>7)</sup>。

つぎに貝島一族各家の格付についてみれば、貝島家家憲によって一族は宗家（太助家）、二本家（六太郎家、嘉蔵家）、六連家（太市家、亀吉家、定二家、百吉家、永二家、シゲノ家）の九家に分けられた（第1図）。そして、この九家をもって「永世渝フヘカラサル一族ト定メ將來如何ナル事由アリト雖任意ニ一族中ヨリ脱退ヲ為シ又ハ新ニ

他家ヲ一族ニ加フルコトヲ許サス」（貝島家家憲第7条）と定めた。連家六家の当主のうち、太市、定二、永二、シゲノは太助の子供であり、また亀吉、百吉は文兵衛（太助の長弟、明治21年死去）の娘婿であった。なお、貝島鑛業合名会社設立時からの出資社員である太市が連家とされたのは「漫ニ本家ノ數ヲ増ササラシカ為」であった。ただ、その代わり、太市家は「連家中ノ首班ニ置」かれた<sup>8)</sup>。また、連家は「宗家及本家（ヲ）輔翼<sup>9)</sup>」するために設置された。

貝島一族九家の共同財産・共同事業における持分は第2表のとおりであった。そして、この九家の「持分ハ家督相續人ニ於テ之ヲ承繼スルモノトシ他人ニ譲渡又ハ質入スルコトヲ許サス、一族中共同事業ヨリ脱退シタルモノハ持分ノ拂戻ヲ受ル權利ヲ喪失スルモノトス」（貝島家家憲第59条）と規定されていた。

そこで、貝島家一族会は第2表に定めた持分を連家各家に分与するため、家憲実施日の明治42年12月1日、貝島鑛業合名会社を資本金250万円の株式会社に改組した。そして、合名会社時代の出資金200万円をそのまま株式会社の資本金に移行させ、残りの50万円を合名会社の積立金を取りくずして払込み、それを太市家を除く五連家の持分に基づいて配分した。

なお、以下の「契約書」は貝島家一族の共同事業への参加を許された、貝島太市を含む六連家当主が連名で宗家・本家当主に差出したものである。

第2表 貝島家共同財産・共同事業持分數

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貝 島 太 郎 (宗家) | 100 ( 40.0) |
| 〃 六太郎 (本家)   | 40 ( 17.2)  |
| 〃 嘉 蔵 ( 〃 )  | 35 ( 14.0)  |
| 〃 太 市 (連家)   | 22 ( 8.8)   |
| 〃 亀 吉 ( 〃 )  | 12 ( 4.8)   |
| 〃 定 二 ( 〃 )  | 12 ( 4.8)   |
| 〃 永 二 ( 〃 )  | 10 ( 4.0)   |
| 〃 百 吉 ( 〃 )  | 8 ( 3.2)    |
| 〃 シゲノ ( 〃 )  | 8 ( 3.2)    |
| 合 計          | 250 (100.0) |

（出所）前掲、畠山「貝島家の家憲」74ページ

## 契 約 書

今回貝島家家憲ノ制定ニ際シ特ニ拙者共ニ對シ  
共同事業ノ持分ヲ分與シ其利益ニ霑潤スルノ恩  
榮ヲ與ヘラレタルハ是全ク貝島家一族ノ班ニ列  
スルカ故ニシテ拙者共及拙者共ノ相續人カ永ク  
家憲ノ條規ヲ遵奉シ敢テ違背スルコト無キヲ條  
件トシテ宗家及本家ノ持分ヲ分割贈與セラレタ  
ルモノナリ惟フニ貝島家ノ克ク今日アル所以ノ  
モノハ宗家カ數十年ノ久シキ苦心慘憺萬難ヲ排  
シ不撓不折ノ精神ヲ以テ事ニ當ラレ本家カ同心  
協力之ヲ輔佐セラレタルト井上侯爵カ最モ懇切  
ニ貝島家ノ庇護誘掖セラレタル結果ニ外ナラス  
則貝島家ノ隆興繁榮ハ全ク宗家ノ志業本家ノ協  
同及侯爵ノ恩誼並ヒ行ハレタルノ成果ニシテ今  
我等カ共同事業ノ經營ニ關シ持分ヲ分與セラレ  
タルハ是實ニ其餘澤ヲ被レルモノト謂フヘシ決  
テ我等ノ勞力若クハ資本ニ依リ之ヲ収得シタル  
モノニアラサルコトヲ忘ルヘカラス是故ニ拙者  
共及拙者共ノ相續人タル者ハ分割贈與ノ條件ニ  
從ヒ將來暫テ家憲ノ條規ヲ遵奉スヘキハ勿論ニ  
シテ若シ其條規ヲ遵奉スルコトヲ拒ミ又ハ之ニ  
違反シ一族除名ノ制裁ヲ受ルノ場合ニ於テハ拙  
者共若クハ拙者共ノ相續人ハ今回贈與セラレタ  
ル共同事業ノ持分又ハ共同事業ノ利益及一族會  
ニ於テ積立タル共同財産ノ持分ヲ喪失スヘキハ  
固ヨリ當然ノコトニシテ苟モ宗家及本家ニ對ス  
ル契約書ノ義務ト侯爵家ニ對スル敬意トハ造次  
顛沛モ之ヲ忘却セサランコトヲ期ス  
右拙者共及拙者共ノ相續人ニ於テ永久服膺シ異  
變ナキコトヲ證スル為茲ニ契約書奉呈候也

明治四拾貳年拾貳月壹日

連家 貝島 太市 ㊤  
連家 貝島 龜吉 ㊤  
連家 貝島 定二 ㊤  
連家 貝島 永二 ㊤  
連家 貝島 百吉 ㊤  
連家 貝島シゲノ ㊤

宗家 貝島 太助殿  
本家 貝島六太郎殿  
本家 貝島 嘉藏殿

10)

## 〔注〕

1) 前掲、畠山「筑豊炭礦企業家の形成と発展(1)」  
75ページ。

2) 貝島家が井上馨に家憲制定を依頼したのはこれ  
が最初ではなく、すでに明治35年にそれを依頼し  
ていた。ただ、当時、前述のように貝島家の経営  
が不振を極めていたため、その制作品業は延期さ  
れた(前掲『世外井上公傳』第5巻)209ページ。

なお、今回閲覧した貝島家史料の中に明治32年  
に起草された68ヵ条から成る「貝島家特定契約」  
がある。この「貝島家特定契約」は貝島家家憲の  
原案であったと思われるが、その検討については  
別の機会に行いたい。

3) 「誓書」(貝島家史料)。

なお、井上馨は、明治40年9月21日、侯爵となった。

4) 「御請書」(同上史料)。

井上馨が自らこうした命令を行ったのは「一族  
タル太助若クハ榮三郎ヲシテ其實行ヲ迫マラシム  
ルハ一族ノ情誼上或ハ難キ点アルヤヲ慮」っての  
ことであったとされる(同上)。

5) 前掲、畠山「貝島家の家憲」を参照されたい。

なお、畠山氏が同上論文で紹介した「貝島家家憲  
及諸規則」は実施されたものではなく、そのほぼ  
最終稿と推測されるものであるが、本稿では実施  
されたものを使用する。したがって、畠山論文と  
本稿では家憲等の条文、記述が若干異なる。

6) 「三井家憲」、同「施行法」については前掲『三  
井事業史』(資料篇三)所収のものを参照した。

7) たとえば、明治42年12月11日に貝島榮三郎、榮  
四郎兄弟が井上馨に提出した「誓書」(貝島家史料)  
の中で、両者はつぎのようにいっている。

「二 侯爵閣下ニ捧呈セル誓書ノ趣旨ヲ確守シ自今  
侯爵閣下若クハ其後繼者(井上勝之助のこと一  
引用者)ノ承認ヲ待タスシテ新ニ事業ヲ起シ又  
ハ資本ヲ投ルコトナカルヘキ事

三 貝島家將來ノ事業及財政ノ整理等ハ勿論一族  
ニ關スル事件ノ重大ナルモノハ凡テ侯爵閣下若  
クハ其後繼者ノ御指導ヲ仰キ處理スヘキ事

九 相互ノ間ニ意見ヲ異ニシ一致シ難キ事項アル  
トキハ侯爵閣下若クハ其後繼者ノ裁斷ヲ仰キ之  
ニ依テ決定スヘキ事」

なお、井上勝之助は井上馨の死去後、貝島家顧

問に就任し、鮎川義介に顧問代理を委嘱する。

8) 「井上侯爵訓誡」(貝島家史料)。

9) 「諭示」(同上史料)。ただし、カッコ内は引用者。

10) 「契約書」(同上史料)。

## お わ り に

貝島家において井上馨が「大恩人」とされるのは、明治20年代に毛利家から、また同30年代に三井物産・銀行から多額の融資を得る際、井上がそれに尽力したことに起因する。とくに日清戦争の勃発によって炭況が好転するまで、貝島家は破産の危機に瀕しており、それを回避するため毛利家からの再三の融資を斡旋してくれた井上に対して、貝島太助三兄弟は深い恩義を感じるようになる。それゆえ、貝島家は明治42年に制定した家憲において井上に対する恩義を明記し、それを子々孫々まで伝えたのである。

では、井上馨はなぜ貝島家への支援を惜しまなかったのだろうか。それを全面的に検討するための史料を現在持ち合わせてはいないが、まず第1に井上が貝島太助の謹厳実直な人柄を高く評価していたことが指摘できよう。たとえば、明治24年の貝島家への毛利家の融資に際して、前述したように毛利家の柏村信と三井物産の益田孝は当初それに難色を示すが、井上は「貝島太助は正直にして義侠に富み、己の責任を没了するが如き者ではない<sup>1)</sup>」として、両者を説得している。そして、その後も井上は貝島家を支援する姿勢を変えることはなかった。第2に井上に貝島太助を紹介した柏木勘八郎の存在である。柏木は井上の甥を養嗣子としており、また彼は貝島の債務の連帯保証人で、貝島とは一運托生の関係にあった。井上はその「勘八郎(が)……予に對して彼(貝島太助—引用者)を援助せんことを切望<sup>2)</sup>」したことが、貝島家を支援するきっかけであったといっている。そして、以後、柏木は井上と貝島家の間の仲介者として尽力し、同家が毛利家、三井物産・銀行から融資を得る場合は必ずその保証人を引き受けたのみならず、井上が貝島家一族から徴した「誓約書」等においても保証人として名を連ねている。第3に井上は筑豊石炭業の発展には三井、三菱等

の財閥の進出と並んで地元炭礦業者の発展が不可欠であると考えていたことである。すなわち、井上は貝島家を支援する理由として、「單に貝島家の爲めのみならず、將來九州の鑛業を促がして隆昌ならしめ、國家經濟の上に裨益すること<sup>3)</sup>」を期せんがためであると述べている。第4に日清戦争後社外炭取扱い方針を打ち出した三井物産にとって、貝島産炭の安定的な確保は重要であった。それゆえ、井上は三井家顧問としての立場からも、貝島家の石炭業経営を支援する必要があったのである。第5に政友会の九州における勢力拡張の拠点として貝島家を利用できたことである。井上は貝島家一族の政治活動を固く禁じていたが、選挙等に際しては貝島太助の名声と同家の資金を積極的に活用している<sup>4)</sup>。

つぎに、貝島家一族が井上馨の指導に従った理由について考えてみよう。貝島家が明治24年に井上に懇請して毛利家から融資を得て以来、井上の指導を全面的に受け容れていたことは事実である。その根底には貝島家一族の井上への恩義と彼に対する絶対的な信頼感が存在していた。と同時に、貝島家一族の側に——一族全体の意思であったかどうかはともかく——井上の指導に従うことが同家とその事業のために有利であるという主体的判断もまた存在していたといわれる<sup>5)</sup>。というのは、井上という「権威者」の指示に従うことで、あるいは彼の発言力を利用することで、貝島家は毛利家、三井物産・銀行を含めた部外者に対して、有利な立場を確保することができたからである。その一例をあげれば、明治35年の炭況不振に際して貝島太助が三井銀行に対して借入金の返済減額と追加融資を求めたとき、両者の交渉は難航した。しかし、結局前述したように、井上の「貝島ニ於テ予算ニ大相違ヲ来タシ収入ニ大減少ヲ為シタル以上、他ヨリ金融ヲ為スコトヲ得サル規約モ有之ニ付、債権者モ亦平等ニ負担スベシ<sup>6)</sup>」という裁断で、三井銀行は貝島太助の要求を認めなければならなかった。

また、貝島家は家憲の制定・運用に際しても井上馨の「権威」を十全に活用した。家憲制定に必要な一族各家の事項については、前述のようにすべて井上の命令という形で処理した。さらに貝島家は家憲施行法の前文で井上を「家憲運用上ノ必

要機関」であると明記し、家憲運用に必要な事項の決定・処理をすべて彼の裁断に委ねたのであった。一族九家という多数の家からなる貝島同族家業集団を維持し、その永続的發展を図るためには井上の「權威」あるいは彼の「鶴の一声」が不可欠であったのである。

最後に、筑豊石炭業界において「一代を坑主としてまっとうするのは至難の業であった<sup>7)</sup>」とされる。そうした状況の中で貝島家の石炭業経営が「筑豊御三家」の一角に座を占めつづけ得たのは、創業者貝島太助の卓越した経営手腕、太助三兄弟の協力体制の確立、大之浦炭坑に代表される有望鉱区の所有等もさることながら、明治24年に始まる井上馨の同家に対する支援が与って大きかったことは否定し得ない。貝島家一族から井上が「大恩人」であるとされる所以もそこにある。また、井上が貝島家一族に与えた「覚書」あるいは指示は、同家の家政と事業経営の改革・近代化に多大の貢献をなしたといえる。

ただ、井上馨の貝島家の家政および事業経営に対する介入と監督は同家の自律的な経営活動を束縛し、その発展の制約要因となったという指摘もある<sup>8)</sup>。その点を含めた貝島家における井上の「功罪」については別の機会に検討を加えたい。

#### 〔注〕

- 1) 前掲『世外井上公傳』第5巻、203ページ。
- 2) 前掲『貝島太助翁傳拔萃』66ページ。ただし、カッコ内は引用者。
- 3) 同上、66～67ページ。
- 4) この点については、前掲『貝島太助傳』第4巻(2)、前掲、永末『筑豊讃歌』170ページ以下を参照されたい。
- 5) 前掲、森川『地方財閥』194ページ。
- 6) 前掲『三井事業史』資料篇四下、365ページ。
- 7) 前掲、永末『筑豊讃歌』219ページ。
- 8) たとえば、安川敬一郎は「井上侯一流の周到なる庇護は氏（貝島太助一引用者）の後半世に於て寧ろ驥足の幾分を束縛したる傾きあり」と語っている（前掲『貝島会社年表草案』）128ページ。

#### 〔付 記〕

本稿で使用した貝島家史料は貝島義雄氏の御好意で閲覧を許されたものである。また、畠山秀樹氏から『貝島太助傳』（稿本）ほか、多数の貝島家関係史料をお借りした。ここに記して両氏の御好意に感謝の念を申し述べます。